**路外駐車場の構造及び設備並びに届出に関するチェックリスト**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出年月日 | | 年　　 月　　日 | | | | 提出区分 | | | | 新規・変更 | |
| 供用開始予定 | | 年　　 月　　日 | | | | 前回提出年月日（変更の場合） | | | | 年　　 月　　 日 | |
| 駐車場の名称 | |  | | | | | | | | | |
| 駐車場の位置 | |  | | | | | | | | | |
| 駐車場管理者 | |  | | | | | | | | | |
| 住　　　　所 | |  | | | | | | | | | |
| 区域の面積 | | ｍ2 | | 構　　造 | | |  | 備　　考 | | |  |
| 駐車の用に供する部分の面積・駐車台数 | | | | | (二輪　　　　) ｍ2 | | | | (二輪　　　　) 台 | | |
|  | 建築物である部分の面積・駐車台数 | | | | (二輪　　　　) ｍ2 | | | | (二輪　　　　) 台 | | |
| 建築物でない部分の面積・駐車台数 | | | | (二輪　　　　) ｍ2 | | | | (二輪　　　　) 台 | | |
| 届出の対象となる路外駐車場 | | | １　道路の路面外に設置される駐車のための施設であって、**一般公共の用に供さ**  **れ**、かつ、駐車の用に供する部分の**面積が５００ｍ2以上**であるもの | | | | | | | | 駐車場法の技術基準の遵守必要 |
| ２　１に該当するもののうち、都市計画区域内に設置され、**料金を徴収する**もの | | | | | | | | 駐車場法第12条等の**届出**が必要 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 根拠法令等 | 法令の規定による設備の基準 | 判定 | 備考 |
| 設置届出書  法第1２条 | 1. 設置届出書（鏡の部分）　　　　　　　　　　　　　　　　　各2部 2. 地形図（案内図） 3. 平面図   　a　路外駐車場の区域  　b　路外駐車場の自動車の出口・入口、自動車の車路その他の主要な施  設（建築物の内部にあるものを除く。）  　c　路外駐車場の付近の道路ならびにその道路内の駐車場法施行令  第7条第1項に規定する道路の部分（バス停、横断歩道、交差点等）、  橋およびトンネル   1. 建築物である路外駐車場の場合　縮尺１／200以上   　ａ　各階平面図  　ｂ　立面図および断面図（各々2面以上）  　ｃ　詳細図（屈曲部、傾斜部）  　ｄ　照度計算書（令第13条）  　ｅ　換気計算書（令第１２条）  ・　設計者の氏名・住所・電話番号を位置図（右下すみ）に記載 | 合・否  合・否  合・否  合・否  合・否  合・否  合・否  合・否  合・否  合・否  合・否 |  |
| 管理規定届出書  法第13条第１項 | 1. 管理規定届出書（鏡の部分）　　　　　　　　　　　　　　 　２部 2. 管理規定　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　２部  * 路外駐車場の名称、管理者の氏名および住所 * 休業日、供用時間開始・終了の時刻を定めている * 駐車料金の額は、確定額をもって定めている * 駐車する自動車の滅失・損傷に係る損害賠償条項あり * 構造上駐車することのできない自動車 * 駐車場の業務に付帯して行う燃料販売等の業務の概要  1. 定期（月極）駐車契約書（定期契約部分がある場合）　　　　 2部 | 合・否  合・否  合・否  合・否  合・否  合・否  合・否  合・否 |  |
| 所轄警察署協議 | 所轄の警察署との協議が完了している。（交差点の側端又はそこから5ｍ以内の道路の部分、トンネル、橋に出入口を設ける場合）  （平成　年　月　日　　　　警察署　　　　　課　　　　と打合せ済み） | 合・否 |  |
| 出口・入口  施行令第７条 | １　以下に掲げる道路の部分に出入口を設けてはならない。   1. **交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、トンネル** 2. **交差点の側端又は道路の曲がり角**から５ｍ以内の部分 3. **横断歩道**又は**自転車横断帯の前後**の側端からそれぞれ前後に５ｍ以内の部分 4. **安全地帯の左側**の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に１０ｍ以内の部分 5. **乗合自動車の停留所**又はトローリーバス若しくは路面電車の停留 | 合・否  合・否  合・否  合・否  合・否 |  |
| 出口・入口  施行令第７条 | 所を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から１０ｍ  以内の部分   1. **踏切**の前後の側端からそれぞれ前後に10ｍ以内の部分 2. **横断歩道橋**（地下横断歩道を含む。）の昇降口から５ｍ以内の道路の部分 3. **幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館**の出入口から二十メートル以内の部分(当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。) 4. **橋** 5. 幅員が**６ｍ未満の道路** 6. 縦断勾配が**10％を超える道路**  * **令第7条2項により国土交通大臣が認める場合の緩和規定あり**   ２　**前面道路が2つ以上**ある場合、自動車交通に**支障を及ぼすおそれの少ない道路**に設けること。  ３　駐車の用に供する部分の面積が6,000ｍ2以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれらの間隔を道路に沿って10ｍ以上とする。  　　　　　　　　　　　　　駐　　車　　場  （6,000ｍ2以上）  入　口  出　口  １０ｍ  道路  **※　前面道路に中央分離帯等がある場合は、この限りではない**  ４　出口または入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをしなければならない。この場合において、切取線と自動車車路の角度および切取線と道路の角度を等しくし、切取線長は**1.5ｍ以上**とする。  道路  1.5ｍ以上  車路  1.5ｍ以上  ５　出口の構造は、当該出口から**２ｍ（★1.3ｍ）後退**した車路の中心線上、**1.4ｍの高さ**において、道路の中心線に直角に向かって左右をそれぞれ**60度以上**の範囲内において、歩行者を確認できること。  60°ど  60°  **2ｍ**  60°どｄ  60°  **2ｍ（**    　　　　　 ９，６５０　　　　　 　　　　　 ６．９３０  【相互通行の場合】 　　　　 　　 【一方通行の場合】 | 合・否  合・否  合・否  合・否  合・否  合・否  合・否  合・否  合・否  合・否  合・否  合・否 |  |
| 車路  施行令第８条  基準法第2条第1号 | １　自動車が円滑かつ安全に走行できる車路を設けなければならない。  ２　幅員は、**5.5ｍ（★3.5ｍ）以上、一方通行の場合は、3.5ｍ（★2.25ｍ）**  （当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の  通行の用に供しない箇所にあっては**2.75ｍ（★1.75ｍ）**）以上であること。  ３　はり下の**高さは、２.３ｍ以上**であること。（建築物の場合）  ４　屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。）は、**５ｍ（★3ｍ）以上の内のり半径**で回転できる構造であること。    （建築物の場合）  **半径５ｍ（★3ｍ）以上**  （車路の内側）  ５　傾斜部の縦断**勾配は、17％を超えない**こと。（建築物の場合）  ６　傾斜部の縦断勾配は、**粗面または滑りにくい材料**で仕上げること。（建築物の場合） | 合・否  合・否  合・否  合・否  合・否  合・否 |  |
| 車室の高さ  施行令第９条 | **駐車スペース**におけるはり下の**高さ2.1ｍ以上**。  （建築物の場合）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　駐車スペース（はり下）  **2.1ｍ以上** | 合・否 |  |
| 避難階段  施行令第１０条 | **直接地上へ通ずる出入口のない階**には、建築基準法施行令第123条第1項もしくは第2項に規定する**避難階段**またはこれに代る設備を設ける。（建築物の場合） | 合・否 |  |
| 防火区画  施行令第１１条 | 給油所その他**火災の危険のある施設を附置**する場合、当該施設と路外駐車場とを**耐火構造の壁又は特定防火設備**によって区画する。（建築物の場合） | 合・否 |  |
| 換気装置  施行令１２条 | 内部の空気を1時間につき10回以上直接**外気と交換**する能力を有する換気装置を設ける。ただし、**窓その他開口部**の換気に有効な部分の面積がその階の**床面積の10分の１以**上であればよい。（建築物の場合） | 合・否 |  |
| 照明装置  施行令第１３条 | **車路の路面10ルックス以上**、**駐車部分の床面2ルックス以上**の照度を保つのに必要な照明装置を設ける。（建築物の場合） | 合・否 |  |
| 警報装置  施行令第１４条 | 自動車の出入および道路交通の安全確保のために**必要な警報装置**を設ける。（建築物の場合） | 合・否 |  |
| 特殊の装置  施行令第１５条 | 予想しない**特殊な装置**をつける場合は、**国土交通大臣の認定**が必要。  ※この節（第2章第1節構造及び設備の基準）の規定は、その予想しない**特殊の装置**を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの節の規定による構造または設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。 | 合・否 |  |
| 供用時間・駐車料金の明示  施行令第１７条 | 利用しようとする者の見やすい場所に**供用時間及び駐車料金の額を明示**しなければならない。 | 合・否 |  |
| 駐車ますの  寸法  道路構造令解説 | **駐車ますは、奥行5.0ｍ以上、幅2.3ｍ以上（標準2.5ｍ）**   * 特定路外駐車場（バリアフリー新法第2条）の場合は、**幅3.5ｍ以上（1ます以上）** * 附置義務駐車施設（駐車場法第20条及び第20条の２）の場合は、各自治体の条例で規定した寸法とする。 | 合・否 |  |

　★の数値について

出口に関して：専ら特定自動二輪車に係る部分（駒止等により特定自動二輪車以外の自動車の駐車の

ための部分と区分されたものに限る）

車路に関して：自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車に係る部分である。